

(質問)

「高齢者、障害者、児童」の在宅及び施設入所者についてどのような救援がありますか？

(回答)

災害時に高齢者、障害者、児童等の要援護者に対し、救援活動を組織的、継続的に行うため、県社会福祉協議会、日本赤十字社山梨県支部、県障害者福祉協会、県共同募金会、県ボランティア協会からなる山梨県民間社会福祉救援合同本部と市町村社会福祉協議会に福祉救援対策本部が設置されます。

各救援本部で要援護者の発見、ニーズの調査、相談・対策、サービスの提供等を行います。

まずは、お近くの社会福祉協議会（福祉救援対策本部）に連絡してください。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県社会福祉協議会	※市町村社会福祉協議会は参考資料
担当	総務課庶務担当	
電話	055-254-8610	
FAX	055-254-8614	
E-mail	fukushi@comlink.ne.jp	
ホームページ	http://www.comlink.ne.jp/~fukushi/	